

3. 福祉サービスを利用する

生活支援

1 配食サービス利用助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

安否確認が必要で、自ら食事の準備や栄養管理等が困難なひとり暮らしの高齢の方等に対し、安否確認を兼ねた配食サービス(昼食)を利用する際に必要な経費の一部を助成します。

● 対象者

安否確認を要し、食事の準備等を行うことが困難な、次のいずれかに該当する方

- ・ おおむね 65 歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者のみの世帯
- ・ おおむね 65 歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者と重度障害者のみの世帯
- ・ 重度障がい者のみの世帯

● 助成金額

1 食あたり 300 円（弁当代金との差額は利用者が負担）

● 配食曜日及び回数

月～金曜日のうち週 4 回を限度（祝日も利用可）

● 配食方法

弁当宅配事業者が直接利用者宅へ配食し、安否を確認します。

● 弁当の種類

高齢者向け普通食、カロリー一食等（おかゆ、おかずの刻み等の対応も可能）

● 必要なもの

印鑑

※ 傷病等により取り急ぎの利用が必要な場合には、ご相談ください。



2 高齢者寝具乾燥交換サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

衛生的な生活を確保するため、寝具の丸洗いや布団カバー、シーツの貸出を行います。

● 対象者

寝具の衛生管理を行うことが困難であり、**市内に居住する在宅の方**であって、次のいずれにも該当する方

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方**等**
- ・ 介護保険の要介護・要支援と認定された方
- ・ **世帯全員が市民税非課税**

● 利用回数

寝具交換は月 2 回、寝具乾燥は年 4 回
（6、9、12、3月）

● 必要なもの

印鑑



3 健康診断書料の助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

介護保険サービスや市の高齢者福祉サービスを利用するときに、健康診断書が必要な場合は、健康診断書料の一部を助成します。

- 対象者
市民税非課税世帯の方（生活保護世帯を除く）
- 助成金額
限度額 10,000 円（年度内（4月～翌年3月）に1回を限度）
- 必要なもの
健康診断書、領収書、印鑑、本人名義の口座



4 高齢者訪問入浴サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

入浴介護を受けられない場合に、介護保険とは別に訪問入浴サービスが利用できます。

- 対象者
次の全てに該当する方
 - ・ 介護保険の要介護4または要介護5と認定された在宅の方
 - ・ 通所介護・通所リハビリテーション等で入浴介護を受けることが困難な方
 - ・ 申請時、介護給付を受けて行う訪問入浴介護を受けている方
 - ・ 介護保険の支給限度基準額を超える方
- 利用回数
月1回を限度
- 利用料
サービス費用の約1割
- 必要なもの
印鑑、介護保険サービス利用票及び同別表



5 訪問等理美容サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

自宅及び理美容所においてシャンプー・カット等の基本サービスを受けられるよう整髪料の一部を助成します。

- 対象者
偶数月の初日を基準日とし、介護保険の要介護3～5の認定を受けている在宅の方（施設入所者を除く）
- 利用回数
2か月に1回
※ 基準日の翌々月の月初めに利用補助券を郵送しますので、申請は不要です。
- 費用等
利用補助券と自己負担金 700 円が必要（基本サービス以外は実費負担）



6 緊急通報システムの設置

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

病気やケガ等の緊急事態を 119 番通報する本体機器及び付属機器を設置します。

※ 対象者の方の自宅に固定電話を設置していることが必須です。

※ 光回線等、通信環境により設置できない場合があります。

- 対象者
 - ・ おおむね 65 歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定があり、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯
 - ・ 外出困難なひとり暮らしの重度身体障がい者
 - ※ 介護保険の要支援・要介護認定がない場合には、病状や障がいの程度、日常生活の状況等から総合的に判断しますので、ご相談ください。
- 本体機器
電話機に接続させる非常ボタン
(119 番通報時の通話機能あり、写真右側)
- 付属機器
家屋内携帯用のペンダント型非常ボタン
(通話機能なし、写真左側)
- 費用
設置費用の 2 分の 1 の額
- 必要なもの
印鑑



※ 傷病等により取り急ぎの利用が必要な場合には、ご相談ください。

7 高齢者日常生活用具の給付

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

生活の安全と火災予防のため、電磁調理器、電子調理器、自動消火器、緊急通報システム連動型の火災警報器を給付します。

◇ 電磁調理器・電子調理器・自動消火器

- 対象者
 - ・ 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯の方
 - ・ 過去に給付を受けた方で、機器の耐用年数が過ぎている方
- 助成金額
電磁・電子調理器は限度額 20,000 円、自動消火器は限度額 30,900 円
- 耐用年数
電磁・電子調理器は 6 年、自動消火器は 8 年
- 必要なもの
印鑑、見積書（春日井市長宛）

◇ 緊急通報システム連動型の火災警報器

- 対象者
 - ・ 緊急通報システム設置者及び設置予定者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な、市民税非課税世帯の方
 - ・ 過去に給付を受けた方で、機器の耐用年数が過ぎている方
- 助成金額
限度額は、1 台につき本体価格及び設置費用の 2 分の 1 の額の合計（3 台目以降は全額自己負担）
- 費用
設置費用の 2 分の 1 の額
- 耐用年数
10 年
- 必要なもの
印鑑
※ 火災警報器は、寝室と台所に設置することが消防法等で義務付けられています。



8 友愛電話訪問

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

社会的孤立感解消のため、ボランティアによる電話訪問を行います。

- 対象者
ひとり暮らしの高齢者

9 高齢者賃貸住宅住み替え助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

日常生活に支障のある高齢の方が、住み替えをする場合に、引越しに係る費用と従前の住居の退去に伴う修繕費用の一部を助成します。住宅と引越し業者が決まったら、事前に引越し費用の助成申請をしてください。

● 対象世帯

エレベーターのない賃貸住宅の2階以上に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯で、市内に住所を有する市民税非課税世帯の方（生活保護世帯を除く）

● 対象となる住み替え先の賃貸住宅

- ・ エレベーターが設置されている集合住宅
- ・ 集合住宅の1階にある住宅
- ・ 戸建て住宅

● 助成金額

限度額 20万円

※ 引越し費用と従前の住居の退去に伴う修繕費用に限ります。

※ 申請者に代わり助成金を市が事業者へ直接支払う方法もあります。

※ 助成の対象かどうか、事前に助成金交付対象世帯の要件確認ができます。



10 高齢者生活支援ショートステイ

地域福祉課

電話 (0568) 85-6364

高齢の方本人が、一時的に居宅での生活が困難になったとき、短期宿泊の必要がある場合に利用できます。

● 対象者

おおむね65歳以上の自立した在宅の方

● 利用施設

養護老人ホーム

● 利用期間

1回につき7日以内

● 利用料

1日あたり1,600円（生活保護世帯は、1日あたり900円）

● 必要なもの

健康診断書、着替え、日用品等

11 訪問歯科診療

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

寝たきり、障がい等により歯科医院に通院できない方に対する訪問歯科診療を行います。（入院中の方も利用可。ただし、ご希望に添えない場合もあります。詳しくは春日井市歯科医師会までお問い合わせください。）

● 対象者

歯科医院に通院することが困難な方

● 問い合わせ先

春日井市歯科医師会 電話 (0568) 85-0185



家族介護支援

1 高齢者生活支援ショートステイ（家族介護者支援）

地域福祉課

電話（0568）85－6364

◇ 市の介護認定を受けた在宅の方

同一世帯の家族介護者の疾病、事故等により急に介護が困難になった場合及び介護負担の軽減が必要になった場合

- 利用施設
介護保険の短期入所生活介護施設等（介護予防を含む）
- 利用期間
1回につき7日以内
- 利用料
サービス費用の1割と食費・居住費等の実費
- 必要なもの
健康診断書（必要に応じて）



◇ おおむね65歳以上の自立した在宅の方

同一世帯の家族の疾病、事故等により急に居宅での生活が困難になった場合

- 利用施設
養護老人ホーム
- 利用期間
1回につき7日以内
- 利用料
1日あたり1,600円（生活保護世帯は、1日あたり900円）
- 必要なもの
健康診断書、着替え、日用品等

2 家庭介護のためのハートフルケアセミナー

地域福祉課

電話（0568）85－6364

要介護の方等を家庭で介護している方や介護・福祉に関心をお持ちの方を対象に、家庭における介護の知識と技術を身につけていただくことを目的とした講座を開催します。

- 対象者
市内在住で、家庭介護に関する知識や技能を習得したい方
- 受講料
無料
- 募集・日程
広報や市ホームページに掲載

その他の支援

1 春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援制度

障がい福祉課 電話 (0568) 85-6186

介護・高齢福祉課 電話 (0568) 85-6182

意思の疎通が困難な重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、または実用的発話を喪失している方をいいます。）が医療機関へ入院する時のコミュニケーションを支援します。

● 対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 重度ALS患者で、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な方
- ・ 春日井市の要介護認定を受けている方、または障害支援区分の認定を受けている方
- ・ 訪問介護（介護保険法）、または居宅介護もしくは重度訪問介護（障害者総合支援法）を利用している方

● 利用期間

- ・ 1回の入院につき、入院の日から14日以内（最大30日間延長可能）
- ・ 1日あたりの利用時間は、入院14日まで8時間以内、15日以降は4時間以内

● 費用

コミュニケーション支援事業費の額は、原則、障害者総合支援法の重度訪問介護に係る額になります。ただし、現に訪問介護または居宅介護を利用している場合で、当該サービスに係る費用の額によらなければ、事業の利用が困難であると市長が認めるときは、現に利用している当該サービスに係る額とすることができます。

利用料は、重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費に係る額の1割になります。

● 申請先

- ・ 居宅介護または重度訪問介護をご利用の方…障がい福祉課
- ・ 訪問介護をご利用の方…介護・高齢福祉課